

令和七年

鹿児島県議会

決算特別委員会会議録

第二号

(決算審査概要説明・代表監査
委員決算審査意見説明)

一、委員会を開催した年月日、場所
令和七年十月七日(火曜日)
産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	〃
小川 みさ子	〃
岩重 あや	〃
しらいし 誠	〃
田畑 浩一郎	〃
大久保 博文	〃
前野 義春	〃
柳 誠子	〃
藤崎 剛	〃
田之上 耕三	〃

三、欠席した委員の氏名
なし

四、出席した委員外議員の氏名
なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

総務部

虫明 徹 部長
玉利 浩二 次長

松田 祐介 行政経営推進室長

陸川 諭 財政課長

上門 正和 財産活用対策室長

有村 智子 税務課長

八木 修治 会計管理者兼出納局長

寺地 美紀子 会計課長

松蘭 英昭 代表監査委員

柿内 一樹 監査委員事務局長

寺原 衛吾 次長兼監査第一課長

平田 小百合 監査第二課長

徳田 洋 特別監査監

議会事務局

上今 朋未 委員会第五係長
片野田 真知子 委員会第三係長

出納局

監査委員事務局

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め

る件

七、審査経過

午前十時六分開会

○永井委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第八六号令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件、議案第九三号令和六年度鹿児島県工業用水道事業特別会計決算について認定を求める件及び議案第九九号令和六年度鹿児島県病院事業特別会計決算について認定を求める件であります。

審査の進め方は、一般会計、特別会計分につきまして、本日は、会計管理者、総務部長及び代表監査委員から説明を受け、これらに対する質疑を行い、その後は、日程に従って、各局ごとに審査を行うこととし、十月十六日に採決を行いたいと思います。

また、企業会計分は十月十七日に、工業用水道事業、病院事業の順に審査及び採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という者あり〕

○永井委員長 それでは、議案第八六号令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件を議題といたします。

まず、会計管理者に、決算概要の説明を求めます。

○八木会計管理者兼出納局長 それでは、令和六年度決算等の概要につきまして、資料の令和六年度歳入歳出決算等の状況に基づき御説明申し上げます。

三ページをお願いいたします。

まず、一、一般会計の(一)決算収支の状況でございます。

歳入総額は九千三百二億五百万円余り、歳出総額は八千九百八億六千万円余りで、前年度に比べ、歳入が五十八億千二百万円余りの減、歳出が七億三千九百万円余りの減となっております。

その下になります。歳入歳出の差引額である形式収支は三百九十三億四千五百万円余りで、これから翌年度に繰越すべき財源の二百六十八億九千九百万円余りを差し引いた実質収支は百二十四億四千五百万円余りの黒字となっております。

また、この実質収支から前年度、令和五年度の実質収支百六十三億四千五百万円余りを差し引いた単年度収支は、三十八億九千九百万円余りの赤字となっております。

なお、この単年度収支に黒字的要素の積立金積立額と繰上償還額を加え、赤字の要素の積立金取崩額を控除した実質単年度収支も三十八億七千万円余りの赤字となっております。

四ページをお願いいたします。

(二)歳入決算の状況でございます。

まず、予算現額は、令和六年度最終予算額と令和五年度からの繰越事業費、繰越財源充当額の合計額でございますが、その総額は票の一番下の行の歳入合計に記載のとおり一兆十七億四千七百万円余りとなっております。

また、調定額は九千三百二十八億七千六百万円余り、収入済額は九千三百二億五百万円余りとなっております。

次に、右から二列目の予算現額に対する収入歩合は全体で九十二・九%となっておりますが、これは、令和七年度へ繰り越された公共事業等に係る財源のうち、⑨国庫支出金等は令和七年度の収入となることなどから、収入歩合が低くなっているものでございます。

なお、右端の調定額に対する収入歩合は全体で九十九・七%となっております。また、右から三列目の収入未済額は合計で二十五億五千二百万円余りとなっております。その主な科目は①県税、⑭諸収入でございます。

表の下に参考として記載のとおり、一般会計と特別会計の収入未済額の合計は、三十九億七千八百万円余りとなっております。前年度に比べて一億六千万円

余りの減となっております。

五ページをお願いいたします。

(三)歳入決算の対前年度比較でございます。

主な科目について、その増減理由を申し上げます。

まず、①県税の五十八億四千六百万円余りの増につきましては、法人二税や地方消費税の増などによるものでございます。

②地方消費税清算金の二十七億八千三百万円余りの増につきましては、地方消費税の都道府県間の清算に伴います、他の都道府県から支払いを受ける清算金の増加によるものでございます。

③地方譲与税の四十二億七千万円余りの増につきましては、特別法人事業譲与税が増となったことなどによるものでございます。

④地方特例交付金の四十一億七千三百万円余りの増につきましては、定額減税減収補填特例交付金の増によるものでございます。

⑤地方交付税につきましては、二十二億四千二百万円余りの増となっております。また、表下の欄外に記載してあります、地方交付税の振替である臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税ベースは、普通交付税算定において給与改定費が創設されたことなどに伴う基準財政需要額の増などにより、七億二千二百万円余りの増となっております。

⑦分担金及び負担金の九億九千万円余りの増につきましては、直轄港湾改修事業における地元負担金である港湾費負担金が増となったことなどによるものでございます。

⑧使用料及び手数料の一億千七百万円余りの増につきましては、豚熱予防液管理手数料及び高等学校授業料が増となったことなどによるものでございます。

⑨国庫支出金の百九十四億六千七百万円余りの減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要した経費が減となったことや、前年度からの繰越額の規模が令和五年度に比べて小さかったことなどによるものでございます。

⑩財産収入の八十五億二千万円余りの増につきましては、県有地の売却による不動産売却収入が増となったことなどによるものでございます。

⑪寄附金の二億七百万円余りの増につきましては、企業版ふるさと納税が増と

なったことなどによるものでございます。

⑫繰入金の九十億五千万円余りの減につきましては、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金繰入金や安心・安全ふるさと創生基金繰入金が増となったことなどによるものでございます。

⑬繰越金の八十八億五千六百万円余りの減につきましては、令和六年度への繰越である令和五年度の形式収支が、その前年度の形式収支より減となったことによるものでございます。

⑮県債の二十五億九千九百万円余りの増につきましては、防災・減災・国土強靱化のための五か年加速化対策に対応した防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増などによるものでございます。

なお、ページ下の表に記載のとおり、令和六年度の自主財源は三千五百四十三億五千七百万円余りで、その構成比は三十八・一%となっております。

六ページをお願いいたします。

(四)歳出決算の状況でございます。

表の一番下の行の歳出合計欄をご覧ください。

予算現額は一兆十七億四千七百万円余り、支出済額は八千九百八億六千万円余りで、予算現額に対する支出割合は八十八・九%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が八百九十八億五千八百百万円余り、事故繰越が四十二億六千六百万円余り、不用額は百六十七億六千二百万円余りとなっております。

七ページをお願いいたします。

(五)歳出決算の対前年度比較のA、目的別でございます。

主な科目の増減理由でございますが、②総務費の五十三億九千八百万円余りの減につきましては、退職手当基金への積立金や燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会開催に要した経費の減などによるものでございます。

③民生費の二十五億六千三百万円余りの増につきましては、子どものための教育・保育給付事業や生活福祉資金貸付補助事業の増などによるものでございます。

④衛生費の九十六億三千三百万円余りの減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要した経費の減などによるものでございます。

⑥農林水産業費の四十七億九百万円余りの増につきましては、国の補正予算に対応した食肉等流通体制整備事業の増などによるものでございます。

⑦商工費の九十億七千四百万円余りの減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要した経費の減などによるものでございます。

⑧土木費の二十八億七千四百万円余りの減につきましては、道路改築事業や既設県営住宅改善事業の減などによるものでございます。

⑨警察費の十八億三千七百万円余りの増につきましては、警察施設整備事業や交通安全保持費の増などによるものでございます。

⑩教育費の百七十六億三千五百万円余りの増につきましては、職員の定年年齢の段階的引上げに伴う退職手当の増などによるものでございます。

⑪公債費の四十億四千九百万円余りの減につきましては、過去に発行した県債の償還が進んだことによる減などでございます。

⑬諸支出金の二十九億四千九百万円余りの増につきましては、地方消費税収の増に伴う地方消費税清算金や地方消費税市町村交付金の増などによるものでございます。

八ページをお願いいたします。

(五)歳出決算の対前年度比較のイ、性質別でございます。

主な科目の増減理由でございますが、①人件費の百七十一億三千九百万円余りの増につきましては、職員の定年年齢の段階的な引上げに伴う退職手当の増などによるものでございます。

②物件費の三十八億六千二百万円余りの減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要した経費の減などによるものでございます。

④扶助費の二十億八千五百万円余りの増につきましては、子どものための教育・保育給付事業や後期高齢者医療対策事業の増などによるものでございます。

⑤補助費等の百八十四億三千百万円余りの減につきましては、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の開催や新型コロナウイルス感染症対策に要した経費の減などによるものでございます。

⑥普通建設事業費の十二億三千三百万円余りの増につきましては、国の補正予算に対応した食肉等流通体制整備事業の増や、志布志港ふ頭再編改良事業など国

の直轄事業の増などによるものでございます。

⑨公債費の四十億二千四百万円余りの減につきましては、過去に発行した県債の償還が進んだことに伴う減などによるものでございます。

⑩積立金の四十五億二千万円余りの増につきましては、県有施設整備積立基金や公立学校情報機器整備基金などへの積立額が増となったことによるものでございます。

なお、ページ下の表に記載のとおり、義務的経費につきましては、人件費や扶助費の増により、一百五十二億円余り増加しております。

九ページをお願いいたします。

二、特別会計の(一)歳入決算の状況でございます。

特別会計は、①母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計など九つの事業がございますが、令和六年度の歳入合計は、一番下の行に記載のとおり、四千三十億二千七百万円余りで、前年度に比べまして二十一億九千四百万円余り減少しております。

減少した主な特別会計は、⑦国民健康保険事業特別会計で、増加した主な特別会計は、⑥林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計でございます。

十ページをお願いいたします。

特別会計の(二)歳出決算の状況でございます。

一番下の行に記載のとおり、令和六年度の歳出合計は三千九百七十三億七千万円余りで、前年度に比べ一七億七千五百万円余り減少しております。

減少した主な特別会計は、⑨公債管理特別会計で、増加した主な特別会計は、歳入と同じく⑥林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計でございます。

十一ページをお願いいたします。

三、歳計現金の管理状況でございます。

この表は、毎月の収入額、支出額など、月ごとの現金の動きをまとめたものでございます。

資金管理に当たりましては、各部局等から提出された月々の収入支出予定調書に基づきまして、年間・月間の資金計画を策定し、国庫支出金の早期の受入や歳出の適正な時期での支出などに努めながら、余裕資金が生じた場合には金融機関

の大口定期預金等により運用を行うなど、計画的で効率的な資金管理に努めてきたところでございます。

資料にはございませんが、令和六年度の歳計現金等の運用益は七千三百万円余りを確保したところでございます。

なお、一時的に支払資金が不足するときは、金融機関からの一時借入金と財政調整積立基金等からの基金繰替により補てんすることとしておりますが、平成二十四年度から令和六年度まで、当該措置は行っておりません。

十二ページをお願いいたします。

四、財産の状況でございます。

まず土地につきましては、旧農業試験場跡地の売却などにより、七万七千平方メートル余りの減となっております。

建物につきましては、県営原良団地の売却などにより、一万三千平方メートル余りの減となっております。

次に、五、債権の状況でございます。

債権といたしましては、鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金など二十四の貸付金がございまして、新たに貸付を行ったものと償還されたものの差額であります。令和六年度中増減高は、十一億千六百万円余りの減少となっております。

十三ページをお願いいたします。

六、基金の状況でございます。

基金の令和五年度末現在高の合計は、表の一番下の行に記載のとおり、二千六百四十億九千七百万円余りとなっております。③県有施設整備積立基金や⑯安心・安全ふるさと創生基金など増加したものと、⑱地域医療介護総合確保基金や⑳退職手当基金など減少したもののとの差額であります。令和六年度中増減高は二百九十六億千二百万円余りの増加となっております。その結果、令和六年度末現在高は二千九百三十七億九百万円余りとなっております。

十四ページをお願いいたします。

七、土地開発基金の状況でございます。

令和六年度中の新たな土地の取得や譲渡などによる増減はなく、令和六年度末現在高の総額は前年度末と同額となっております。

以上で、令和六年度の歳入歳出決算等の概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、今後の審査日程に従い、それぞれの所管部局の審査において御説明することといたしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○永井委員長 次に、総務部長に県税収入の状況等について説明を求めます。

○虫明総務部長 引き続きまして、十五ページ以降の資料につきまして、御説明申し上げます。

それでは、十五ページの県税収入の状況でございますが、県税につきましては、対前年度比三・六％増の、千六百九十億円余りとなっておりますところでございます。

この主な要因といたしましては、企業業績の好調に伴う法人事業税の増、及び物価高騰等に伴う地方消費税の増などによるものでございます。

十六ページを開きください。

決算規模等の状況として、いくつかグラフをお示ししてございます。

まず、十六ページの上段に歳入規模の推移を、下段に歳出規模の推移をお示しておりますが、令和六年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金が減となったこと、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の開催や新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等が減となったことなどにより、歳入・歳出ともに前年度を下回ったところでございます。

十七ページを御覧いただきますと、上段に県債残高の推移をお示しております。

令和六年度末の臨時財政対策債等を除いた本県独自に発行する県債の残高は、国の補正予算に対応するため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の残高が増加したことなどにより、前年度よりも二十億円余りの増となる一兆四百七十八億円となっております。また、総額につきましては、一兆四千八百八十二億円となっております。

次に下段を御覧いただきますと、財政調整に活用可能な基金残高の推移をお示しておりますが、令和六年度末の基金残高は、二百五十一億円となっております。

十八ページを開きください。令和六年度健全化判断比率等の状況でございます。

令和六年度決算の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じておりません。

実質公債費比率は、前年度から〇・三ポイント減の十一・一％となっておりますが、これは令和六年度の単年度実質公債費比率が、元利償還金の減少等により、今回の算定において除外された令和三年度の単年度実質公債費比率に比べて小さかったことにより、三か年平均の値が低下したことによるものでございます。

将来負担比率は、前年度より六・一ポイント減の百九十一・一％となっておりますが、主な減要因は比率の分子を構成する県債の元利償還金が減少したこと及び分母を構成する標準財政規模が標準税収入額等の増により増加したこと等によるものでございます。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも、法律上の早期健全化基準を下回っているところでございます。

なお、下段に公営企業会計における資金不足比率をお示しておりますが、いずれも資金不足額はございません。

次に、十九ページには、令和六年度健全化判断比率の全国のお示ししておりますので、後程お目通しください。

令和六年度一般会計決算等について総括いたしますと、実質収支は、昨年度に引き続き赤字であるとともに、臨時財政対策債等を除いた本県独自に発行する県債残高は、行財政運営指針で指標とする一・一兆円程度で推移しております。

しかしながら、扶助費が増加傾向にあることや、改修や更新を要する県有施設等の増加が見込まれることなどから、本県財政は予断を許さない状況が続くものと考えており、引き続き、歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に取り組み必要があると考えております。

次に、別冊の未収債権対策の成果等について、御説明申し上げます。

未収債権につきましては、未収債権対策プロジェクトチームを中心に、様々な対策を講じながら全庁を挙げてその解消に向けて鋭意取り組んでまいりました。

資料の表紙を開きいただきますと、未収債権の状況をお示しておりますが、令和六年度末の収入未済額は三十九億七千九百万円となり、前年度に比べ一億六千百万円の減となっております。

収入未済額が減少した主な要因は、県税や中小企業支援資金貸付金などの収入未済額の解消が進んだことなどによるものです。

なお、主な未収債権の収入未済額状況につきましては、参考として、下の表にお示ししております。

次のページをお開きください。

上段の二に令和六年度の未収債権対策の主なものとその成果について、県税、中小企業支援資金貸付金等の状況をお示しております。特に、県税の徴収対策につきましては、特別滞納整理班による市町村と連携した個人住民税徴収対策の拡充・強化に努めたほか、自動車税種別割納税お知らせセンターの設置等による新規滞納の早期解消や、県下一斉給与差押え徴収強化期間の設定による自動車税種別割の徴収強化、厳正な滞納処分の実施など、迅速かつ適正な徴収に努めたところでございます。

また、下段の三に今後の未収債権対策をお示しておりますが、引き続き、未収債権対策プロジェクトチームを中心に全庁的な未収債権対策を推進するとともに、関係各課においては、債権管理マニュアル等に基づき債権管理・債権回収を行うこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、代表監査委員に決算審査意見等について説明を求めます。

○松蘭代表監査委員 令和六年度の歳入歳出決算及び土地開発基金運用状況の審査意見につきまして、提出しております。歳入歳出決算審査意見書・土地開発基金運用状況審査意見書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

なお、この審査意見書は地方自治法第二百三十三条第二項及び同法第二百四十一条第五項の規定に基づき、知事から審査依頼のあったものに対し、審査を行ったものでございます。

六ページを御覧ください。

令和六年度歳入歳出決算審査意見書について御説明申し上げます。

第一、審査の概要でございます。

審査対象は、令和六年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算でございます。決、審査に当たりましては、既に実施した定期監査等の結果も踏まえながら、決

算計数は正確であるか、予算はその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか、などを主眼といたしまして、決算書や関係諸帳票等の照査、関係部局への聴取など、慎重に審査を行ったところであり、

次に、第二、審査の結果でございます。

令和六年度の歳入歳出決算額は、関係諸帳票等と合致しており、決算計数は正確であることを確認するとともに、予算に計上された各般の事務事業は、その目的に沿って執行され、おおむね所期の成果を収めていると認められたところであります。

また、財務に関する事務の執行については、検討改善を要する事項が見受けられましたが、おおむね適正に行われていると認められたところであります。次に、七ページから十二ページになりますが、第三、審査の意見について御説明申し上げます。

一、決算状況についてでございますが、これについては、ただ今の会計管理者及び総務部長の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

九ページ以降に、監査委員の意見を取りまとめしておりますので、二、意見のうち主なものについて、御説明申し上げます。

まず、(一)総括意見でございます。

本県財政の特徴として、全国平均と比較すると、歳入は自主財源割合が低く、地方交付税等の依存財源の割合が高くなっており、歳出は義務的経費や投資的経費の割合が高くなっております。

これまで、県政刷新大綱、行財政運営戦略及び行財政運営指針に基づき、行財政改革推進プロジェクトチームを中心に歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んできた結果、平成二十三年度以降、令和六年度まで財源不足は生じておらず、また、財政調整に活用可能な基金残高は、令和六年度末で二百五十億五千六百六十七万円余りを確保しております。

しかしながら、扶助費については一層の高齢化の進行などにより増加が見込まれ、公債費については県有施設等の老朽化対策や防災・減災の必要性等から、これまでのような減少が望めない状況となっております。

令和七年六月に決定した国の経済財政運営と改革の基本方針二〇二五におい

ては、経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するため、財政健全化目標の堅持と歳出改革努力の継続を基本方針とし、引き続き財政健全化に取り組む旨が示されており、今後、地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想されます。

県においては、社会経済情勢の変化や大規模災害等の不測の事態等にも対応できる、持続可能な行財政構造を構築するため行財政運営指針で定めた歳入・歳出面での取組とともに、デジタル技術の活用などによる行政事務の効率化、働き方改革、人材確保、簡素で効率的な組織体制の構築と県有施設等の適正管理の推進などに取り組んでおります。

本県財政を取り巻く状況は依然として予断を許さないところであり、今後の財政運営に当たっては、国の動向に的確に対応しつつ、同指針を踏まえ、行財政改革を着実に進める必要があります。

歳出面においては、事業開始から一定期間が経過し、事業効果等が低下している事業の廃止を検討するなど、メリハリをつけた事業の見直しのほか、生活習慣病や要介護状態の予防・改善などによる扶助費の増の抑制、普通建設事業費の規模等の適正管理、PPP・PFI等の活用など、引き続き歳出の見直しに取り組む必要があります。

歳入面においては、県税や地方交付税など一般財源の確保を図るとともに、未収債権の縮減、使用料・手数料の見直し、県有未利用財産の売却・有効活用、金利の動向を踏まえた基金等の運用及び交付税措置のある有利な地方債の活用などにより、引き続き各般の歳入の確保に積極的に取り組む必要があります。

特に、主要な自主財源である県税については、企業誘致や起業等への支援、農業・観光をはじめとする産業振興等や人材確保等に向けた取組の推進等により、税財政基盤の強化を図るとともに、適正・公平な課税及び自主納税・納期内納付の促進に努めるほか、厳正な滞納処分や市町村と連携した収入未済の更なる縮減に取り組む必要があります。

また、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源総額の確保・充実に取り組むとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築等などについて、国に対して積極的な主張や働きかけを行う必要があります。

次に十ページの(二)個別意見でございます。

財務に関する事務につきましては、おおむね適正に執行されていましたが、一部には、なお検討改善を要する事項がありましたので、主なものを申し上げます。

まず、ア、収入未済についてでございますが、一般会計、特別会計を合わせた収入未済額の合計は三十九億七千八百六十三万円余りで、県税等の減により、前年度よりも一億六千九百九万円余り減少しております。これにより、前年度減少から増加に転じていた収入未済額は、再び減少しております。

自主財源の柱である県税等の債権については、財源の確保と負担の公平性の観点から、収入未済の新規発生の防止を徹底するとともに、滞納の実態に応じたより効果的な督促や滞納処分など適切な債権管理を図る必要があります。今後とも、全庁的な未収債権対策の推進、体系的な債権管理・回収に取り組む必要があります。次に、十一ページのイ、翌年度繰越についてでございます。

繰越額について、一般会計は、九百四十一億二千四百四十四万円余りと、前年度比に比べ、一億七千五百七十一万円余りの増加となっております。また、特別会計は港湾整備事業の十五億二千九百八十五万円余りで、前年度に比べ七億五千三百八十五万円増加しております。繰越事業は、様々な事情により、止むを得ず行つたものでありますが、会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、計画的な事業執行に取組、特に、事故繰越については、可能な限り発生しないよう努める必要があります。

ウ、会計事務についてでございます。

全体としては、おおむね適切に処理がなされているところではありますが、港湾使用料の調定や委託料の支出負担行為の遅延などの不適切な事例が見受けられたところがあります。

会計事務の執行に当たっては、関係法令等に基づき適期かつ適正に行うことが重要であり、今後とも、内部統制制度のより効果的な運用を図りながら、所属長も含めた研修の計画的な実施などによる職員の資質の向上、所属相互間の検査の拡大など自主検査の充実強化などに取り組むとともに、少人数の所属等におけるチェック機能の強化、会計事務初任者等について相談受入体制やマニュアルの更なる充実などに引き続き、取り組む必要があります。

エ、財産の管理及び処分についてでございます。

財産については、適切な管理を行い、その利活用や効率的な運用に努める必要がありますが、特に公用車については、交通事故・物品事故が多発している所属が依然として見られることから、今後とも運転技術の向上や交通法令講習会、職場研修等により職員の交通安全意識の高揚に努めるなど、公用車による交通事故等の防止に向けた取組を更に強化する必要があります。

また、パソコンやタブレット等の物品事故が多く発生していることから、その取扱いについては、常に細心の注意を払うよう職員に注意喚起を徹底する必要があります。

公有財産については、農業試験場跡地などの売却により、歳入確保を図ってきており、引き続き、県有財産の利活用・処分に積極的に取り組む必要があります。特に、売却等が困難な未利用財産については、所管部局と関係部局が一体となつた取組や専門家の活用等を一層進める必要があります。

また、県有施設等については、定期的な点検の実施など適切な維持管理に努めるとともに、鹿児島県公共施設等総合管理計画に基づき、それぞれの施設の特性等に応じた、長期的視点からの更新、長寿命化などを進める必要があります。

十二ページのオ、入札執行及び入札・契約制度についてでございます。

工事等の入札に当たって、県の積算誤りなどによる、落札決定の取消しや入札中止など不適切な事例が依然として発生しており、複数人によるチェックの徹底、所属内の工務・工事事務間の連携の強化など、適切な対策を着実に実施する必要があります。

また、業務委託契約については、事務の軽減や経費の節減、提供される役務の品質や経営と雇用の安定的な確保等の観点も踏まえ、今後とも長期継続契約等の活用などに努めていく必要があります。

七十四ページを御覧ください。

次に、土地開発基金運用状況審査意見書について御説明申し上げます。

土地開発基金運用状況につきましては、第二、審査の結果にございますように、決算計数は正確であり、基金はその設置目的に沿って、おおむね適正・効率的に運用されていると認められたところであります。

第三、審査の意見についてでございますが、令和六年度は、土地の取得や譲渡は無く増減は生じておりません。

また、基金の運用収入三千九十一万円余りは、基金条例に基づき公共土木用地取得先行事業等特別会計で全額を受け入れております。

今後とも、基金の運用に当たっては、保有する土地の利活用を図るなど、一層の適正かつ効率的な運用を図る必要があります。

最後に、別添の健全化判断比率審査意見書及び資金不足比率審査意見書についてでございます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、知事から審査依頼があったものに対し、審査を行ったものであります。

審査に当たりましては、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、慎重に審査を行い、いずれも適正であると認められたところであります。

また、先程、総務部長から説明がありましたとおり、いずれの比率も法令に定められた基準以内であり、特に是正改善を要する事項は認められなかったところですので。

以上で、決算等の審査の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑がありましたらお願いいたします。

なお、会計管理者及び総務部長に対する質疑については、決算概要など、説明があった総括的なものについて行っていただき、詳細につきましては、それぞれの部局審査日に譲っていただきたいと思っております。

また、代表監査委員に対する質疑については、決算審査に伴う意見に関するものについて、行っていただきたいと思っております。

それでは、質疑をお願いいたします。

○岩重委員 歳入歳出決算の状況の七ページ、⑩教育費のところ、職員の定年の段階的な引き上げによる退職金の増と御説明をいただいたところですが、今後おそらく、たくさん団塊の世代の人たちが上がってくると予測されたときに、段階

的引き上げによって退職金がすごく必要になってくるんじゃないかなと思っております。

ここから先十年間の見通しはどのようなようになっていきますか。

○陸川財政課長 決算額を踏まえた今後の見通しというところで、今後の、教職員も含めました人口構成に伴いまして、退職手当の今後の見通しは難しい部分がございますけれども、一定程度は増加していくと見込まれていると承知してございます。

これにつきましては、国の方におきましても、地方交付税などによりまして一定程度措置されている部分がございますけれども、県におきましても、段階的引き上げに伴いましてシミュレーションが精緻なものは難しいものですから、例えば、段階的引き上げの対応を平準化するために退職手当基金を積み立てまして、各年度の一般財源の平準化を図り始めております。

こういった取組をしながら、一般財源の負担が過度に集中しないようにして、県財政をやりくりしていくことになるのではないかなと考えてございます。

○大久保委員 歳入歳出決算審査意見書十一ページ、財産の管理及び処分について、パソコンやタブレット等の物品事故が多く所属で発生しているという記述がございます。

これは、ウイルスなのかあるいは物理的な破損なのか、こういったものが、物品事故として見られているということでしょうか。

○松園代表監査委員 ウイルスとかというよりは、大半が不注意による落下や、異物を挟み込んで液晶画面を損傷したこと、こういった物理的なものが主な原因でございます。

○大久保委員 そういったことに注意を払うように、注意喚起は大事なことだと思っておりますが、ハードの部分においても、衝撃とかに対応できるように改善がパソコンとかタブレットでも見られるところがございます。例えば、記憶媒体だとハードディスクは衝撃に弱いですが、SSDとかのメディアであれば衝撃に強いとか。費用対効果、耐久性の問題もあるんですけども、そのあたりの機材選択も大事になるかと思えますし、あるいはカバーに入れるなどそういったものを手当するなど必要に応じて今後検討する余地があるかと思っておりますが、

そのあたりについて何か御指摘等々ありますか。

○**松園代表監査委員** 今入っている機材の更新時期がいずれまいりますので、そういった時期に、担当課におきまして今お話がありましたことも踏まえて再度検討していただく、また監査等の機会を通じて指導してまいりたいと思っております。

○**大久保委員** いろいろな形で、防止も含めて、備品等々の取り扱いについては注意を持って取り扱っていただきたくことを期待いたします。

○**藤崎委員** 歳入歳出決算審査意見書十一ページ、翌年度繰越について「様々な事情により」という記載が一番最後にあるわけでございますが、一方で今、国による年度途中の補正予算が常態化している現状がありまして、我々も、どちらかといいますと、要望している特に土木部案件につきまして、今度補正予算がついたらお願いする案件が実現するんじゃないかとある意味楽しみにしているという側面もあつたりしますが、国政において、年度途中の経済対策等々で、補正予算が常態化している中で、一応こういうことも書かないとならないというのがありますが、その辺との兼ね合いをどのように考えていらっしゃるのか、お示しいただきたいと思えます。

○**松園代表監査委員** 財源の確保という意味では、国の補正予算を積極的に活用する形で、県内の公共事業等を進めているわけでございますけれども、ここでは、繰越は原則的に単年度主義の例外でありますということをまず書かせていただきますまして、今お話ありましたとおり、私どももいろいろな現場等で話をしている中では、補正予算で全体的に必要な額を確保するという実態もございまして、建設事業者への期間の確保といった要素もございまして、そういった状況も考慮しながらの執行になりますけれども、どうしても、最後書きましたやはり事故繰越とかそういった可能性も一方で出て参りますので、原則としては、繰越の縮減を図る方向でやっていくということで、これと違う観点で全体の事業効果を高めるための補正予算の積極的活用等については引き続き、担当部局で行っていただけないかと思えます。

○**藤崎委員** 予算の説明で、実質十五か月予算というような言い方もほぼ常態化してまして、年度途中で補正を組んで執行していくという、会計事務上の、何て

いうか、習熟度が上がるという側面もありますし、事業発注の平準化にも繋がるといふ側面もあつたりするんでしようが、監査の立場からすれば、こういう一応原則論を述べなければならぬお立場というのでも理解はしますが、わかつたようなわからないような感じがいたします。

次、県有財産のアドバイザリー制度の活用が十二ページに書いてございますが、活用されているんでしようけど、我々は一方で、宅建協会あたりからは売りにくい県有財産の売り方の助言をしましよかという積極的、前向きなお申し出も受けているんですが、アドバイザリー制度の不完全な部分を補う形としてそういう要望を我々も受けてるんですが、その辺についてどう検証されているか教えてください。

○**上門財産活用対策室長** 県有財産アドバイザリー制度は、不動産の売却に向けてまして専門業者の方からも助言等をいただく制度でありまして、売却がなかなか難しい案件の売却の仕方等につきまして、適宜、専門家の方にお問い合わせ、意見を伺っているところでございます。

実際に、そういう意見を聞いて、売却に繋がった事例もありますので、今後ともそういう業者の方のお知恵もいただきながら、売却に進めていきたいと考えているところでございます。

○**藤崎委員** 我々も、宅建協会の方から、振興局単位ごとにそういった役員さんを選んで、いつでも協力できる体制を作つてあげましようかとまで言われておりますので、一応申し添えておきたいと思えます。

○**柳委員** 代表監査委員の総括意見の中で、本県人口が年々減ってきており自主財源がますます厳しくなっているわけですが、そんな中で、平成二十三年度以降財源不足は生じていないという総括意見なわけですね。

しかし、このままいきますと人口はどんどん減ってくるということがあるかと思えます。

やはり、国の、今後の地方交付税について厳しい調整が行われることも見込まれるわけですので、令和六年度の決算を受けて、今後に向けて財源不足は生じないよというのとは前提としてこれからの県政運営に当たつていけないのかないわけですけれども、この報告の中でも県庁職員の人員が足りていないのか

とか、そういうことがここから読み取れるわけです。

様々な事業が行われるわけですけれども、メリハリをつけた事業の見直しということもあるかと思えます。事業開始から一定期間経過したら、事業効果等が低下している事業の廃止も検討しなければならぬということもあります。

昨年度において、この一定期間がどれぐらいの期間を想定されるのか。

歳出の見直しについても県庁のそれぞれの部局の中では見直し等もされていくと思うんですけれども、さほど効果が出ていない事業はどれぐらいあつて、今後廃止をしていくのか。そして、新しい事業につなげていこうという動きを知りたいわけですが、その辺について御説明をいただけますでしょうか。

○陸川財政課長 県財政全般にわたりまして既存の事業の見直しですとか、成果と、それを新しい事業にどれだけ還元しているのかという御間かと承知いたしました。

令和六年度におきましては、これは従前から取り組んでいるものがございますが、行財政改革推進プロジェクトチームという取組の中で歳入歳出両面にわたる改革を鋭意進めてきたところでございます。

歳出部分の見直しについて、具体的にどれぐらいの事業とは、非常に多岐にわたるものですから事業数はなかなかお答えは難しいものがございますけれども、事業の見直しに伴う効果額、歳出の財源の捻出額としましては、約十一・四億円を令和六年度の取組の中で捻出したところでございます。

一定の期間というのは、概ね三年程度を想定してございまして、その期間、またこの期間にならなくてもその前年度の執行状況ですとか、設定しておりますKPI等の達成状況とかを踏まえまして、事業規模、中身などを見直しを行ってまいります。その結果として十一・四億円あまりの財源を捻出しているところでございます。

この取組につきましては、引き続き今年度も実施してまいりますし、委員おっしゃいましたように、事務の効率化だけではなくて、事業執行の職員の負担軽減という面もあるかと思えますけれども、継続に取組ながら、行財政両面の改革として今後も取り組んでいくところでございます。

○柳 委員 県庁それぞれの部局においても、人員不足がどうなのかなというこ

とも危惧されるわけですね。それぞれ事業を行う部局でも、なかなかそこに人員が足りていないと。なかなか、複数の目でチェックをすることも非常に厳しくなってくるのかなと思うわけですけれども、相互チェック機能の強化を図ると。所属相互間の検査の拡大など、自主検査の充実を強化しますとも、会計事務の中にうたわれているわけですけれども。

入札で、落札決定の取り消しがあつたりするということも書かれていますけれども、人員不足とか、あるいは複数の目でチェックがなかなかできなかったとか、そういうことによつて、落札決定の取り消しに至つたことがどれぐらいあつたのかなと、その辺はいかがでしょうか。

○松菌代表監査委員 入札事務の誤り等でございますけれども、件数で申し上げますと前年度の二十五件から十二件で入札誤り事務自体は少し減っている状況でございます。

一方で、依然として発生しているのは事実でございますし、入札の中止ですとか、落札決定の取り消しということで事業者側にも迷惑をかけているような事案もありますので、原因等につきましましては、人手不足というよりはお互いのチェックの問題ですとか、そういったところが主な原因ではないかなと今監査している中では感じておりまして、件数としては依然として発生しておりますので、執行をどうやっていくかは、ここにも書かせていただいたことを中心に、引き続き、関係部局に改善を求めていきたいと思っております。

○柳 委員 少なくとも何件か発生しているわけですので、こういったことがないようにしていただきたいですけれども、それをきちんと行うためにはやはり複数の目でチェックをしていくことが基本中の基本だと思いますので、例えば一つの部局においてなかなか複数の目でチェックをすることができなかった結果として落札決定ができなかったということがあつたら、体制を強化するために人員が必要なんだと、もつと体制を見直してくださいと挙がっているのではないかなと思うんですけれども、でも部局としては予算に関する、人件費が絡むことですので、なかなかそういう声も挙げづらい背景があるのではないかなと想定をするわけですけれども。

その辺の、昨年度、部局からやはり今の体制では厳しいと、人員は数の上では

足りていても、病気の方がいらつしやったりとか、なかなか思うように回らない。そういう声は上がってこなかったのか教えてください。

○松蘭代表監査委員 監査等を通じてこの入札事務の誤り等についてもいろいろ話を聞いたりする機会がございます。

全体として病気等も含めて人が足りないことが直接の原因だったというのは、そういうやりとりは直接聞いた中ではございませんけれども、単純なミスは大部分防げるようになってきておりますけれども、いろいろな入札の積算についても、だんだん難しく積算が細かくなっている部分、単価の見直し等の頻度とかもございします。そういったものについて、引き続き、基本は相互チェックが一番かと思ひますので引き続きやっていけば改善に繋がっていくのではないかと考えております。

人の問題は毎年総務で普段の見直しをされると思ひますので、必要があれば、担当部局と総務部との間でそういったやりとりはなされているものと考えております。

○松田行政経営推進室長 組織体制に関しましては、簡素で効率的な行政運営は念頭に置きつつも、時代時代の課題等にも適切に対応していく組織体制の確保には努めているところでございます。

一方で病気ですとか、そういった事情もございまして、その際には各所属においてまず業務の再配分ですとか、そういったことが検討されているものと承知しております。

併せまして、私どもの方でも複数のチェック体制、そういったもので防げるものがあれば、それが適切に行われる内部統制の制度などを活用いたしまして、複数のところで出た事案に関しましてはその再発防止策も含めて庁内に周知を行うなど、取組には努めているところでございます。

○柳 委員 会計事務については相互チェック機能をさらに強化していただくことと、所属相互間の検査の拡大ということで自主検査の充実をもっと強化していかないと、今後も想定されることかなと思ひますので、ぜひ強化をさせていただきたいと思ひます。

会計事務の初任者等についても、相談の受け入れ体制が非常に重要かなと思ひ

ます。相談体制が、昨年度はどういう状況にあつて、今後どのように強化しているかとされているのか教えてください。

○寺地会計課長 会計課では、定期的に各経験年数等を踏まえた研修等を行ひまして、その受講を促しているところでございます。

併せまして、毎年、各所属、それぞれスパンはあるんですけども、会計検査ということで会計課の職員が各所属に参りまして、通常の会計事務の内容の確認をさせていただいております。

そういったところで、例えば理解が進んでいない事態であるとか、そういったことに対してその場で指導はさせていただいておりますし、また、最初に委員がおつしやいました相談という視点で言いますと、会計課の指導審査班では、それぞれの職員を、地区を担当する相談窓口ということで、窓口がわかるようにして全庁に発信しておりますので、随時、必要に応じて、お問合わせについて対応しているところでございます。

○柳 委員 それぞれの課でこういう重要な事務に当たるわけですけれども、事務をする中でいろいろなミスが発生したり、いろいろなことが起こるかと思ひますね。そんなときに、一人の職員のせいに絶対しないでいただきたい。その課の責任として、みんなで協議しながら改善していく、そういう体制をぜひ作っていただきたいと思ひますね。

一人の職員が、そこで追い詰められてメンタルをやられてしまったらもうどうにもなりませんので、そこはぜひ、フォロー体制もしっかりと作っていただきたいと思ひますし、またマニュアルも、必要な部分は見直しをしていく必要もあるかと思ひますので、そこもまたお願いしたいと思ひますけれども。

昨年度のこういったことを受けて、マニュアルを、ここを見直していく必要があるよねというところがあったのかどうかは、いかがですか。

○寺地会計課長 会計事務のマニュアルに関しましては、職員コミュニケーションのライブラリーに掲載しているところです。

毎年見直しをいたしまして、それも案内して、そういったものを活用していただいて、日頃の事務に努めていただきたいということは、常々お伝えしているところでございます。

前年度にミスが多く目立ったような、会計検査等で伺ったときに、多く事務誤りがあるなど認識したものに關しましては、翌年度の会計研修のときに説明を少し丁寧にして、会計検査等もそういう視点で回らせていただいているということでもございます。

なので、マニュアルについて通常も見直しはしているんですけども、取り立てて、何か大きな見直しをとらなければならないのですが、マニュアルとそういった研修、検査をあわせて、少しでも事務の改善が図られるように取り組んでいるところでございます。

○柳 委員 ぜひ毎年度マニュアル等も見直しをされて、より体制を強化していただきたいと思いますと思えます。

それから、基金残高も二百五十一億円と、ずっとその規模を保っておられますけれども、基金の取り崩し、どういった場合に県として基金を使おうということになるのかその辺からまず教えてください。

○陸川財政課長 基金につきましては、財政調整に活用可能な基金の残高となっております。

これにつきまして、一般的には当初予算の段階で収支不足を生じている場合に取り崩しまして財源とする場合ですとか、また、災害時など県で一般財源の支出が必要だというような、突発的、緊急的な事態を想定してこの基金を確保しているところでございます。

○柳 委員 基金をずっと積み増しを行いながら確保できていることは非常にありがたいことではあるんですけども、昨今の、気象状況によっていつ何どき大規模な災害等が起きるかわからないわけで、今年度も台風の被害もありました。来年度もそういうことも起きるだろうと思えますので、基金についてはしっかりと確保していただいて、必要なときにはこの基金を使って、県民の暮らし、命、財産を守るんだということで、県民にもそのように周知を図っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○前野委員 十七ページ、財政調整に活用可能な基金残高、この内訳は、県有施設整備積立基金が七十五億円、残りが財調基金になるわけですが、この十年間二百五十億円の水準をずっと保っている状況があつて、私どもは鹿児島県の財政が

どうなのか判断するとき、まずやはり目につくのがこの財調の残高が幾らあるかということなんですが、この二百五十億円を増やそうという考え方はいいのかなのかですね。

例えば、税収の上振れはあまりないかもしれませんが、国から、消費税とかもろもろの交付税、交付金がおりてきますけれども、その分を基金に積み増していくとかいったような考え方は持つておられないのが一つですね。

この二百五十億円という水準が、県の歳入歳出額に対して適切な額であるのかあるいは、二百五十一億円を超えるにしたことはないと思えますが、その辺りの考え方を聞かせてくださいませんか。

○陸川財政課長 決算書十七ページのグラフの御指摘かと思えます。

令和六年度決算の二百五十一億円の内訳としましては、この七十五億円部分につきましては県有施設整備積立基金ではございませんで、これにつきましては県債管理基金となります。またそれ以外の百七十六億円は、財政調整積立基金でございますので、今現在積み立てております県有施設整備積立基金は、これとはまた別の基金であるところをまず御確認お願いいたします。

一点目の二百五十億円以上の積み増しでございますけれども、二点目とも関係してまいりますけれども二百五十億という規模につきましては、いくつかの観点から額を設定してございまして、一つは標準財政規模、これは当県におきましては五千億円程度になってございましてその五%程度というところで二百五十億円を設定しているのと、先ほど答弁申し上げましたが過去の大規模な災害、例えば八・六水害のときに緊急的に百億円あまりの一般財源が必要になったと。国等の国庫支出金を待たずに一定程度必要だったところも鑑みまして、二百五十億円を設定しているものでございます。

また今後、財政状況ですとか県税収入等も踏まえまして、積み増しというところも、下回らないと指標に掲げてございしますが、積み増しもできる財政状況であれば検討することはあるかなと思えますけれども、目下におきましては各種扶助費の増加ですとか、その他の政策目的を達成するための一般財源が当初予算を組む段階では必要になってまいりますので、実際はこの二百五十億円以上を積み増せたいないというところになってございます。

○前野委員 財政規模に応じて、5%程度ということで理解はいたしました。

監査意見の五十九ページに、令和六年度中の取崩しと基金に返す分と、大体八十一億円程度取り崩して八十二億円程度積み立てをしていくということで、基金を使って一般会計の中でやりとりをしている状況はよくわかるんですけど。

私は二百五十一億円は全く動いてないんじゃないかという思いがあつて、今これを見たら、なるほど二百五十一億円の基金をうまく運用しておられて、そしてまた適正な額に、返すと。交付金とかいろいろなものを使って返していくということはされてるんだなということがわかったところでした。

それと、基金の数が三十基金、約三千億円あるんですね。これはもちろん各省庁の各事業の絡みの基金に積立てをしておくということで、その基金を項目毎に運用して、他には使えませんから、そういうふうをやつてると思うんですけども。

余りにも数が多いんじゃないかという気がするんですが、統一ができないものなのか、ひも付きなのかですね。この基金は国の主導でもって、基金に積んでおきなさいと。

会計年度内に処理ができない分についても、基金であれば発動ができるという利点もあるわけですが、多くの基金があるわけですから、この辺りの統一とまでいかないんでしょうけども、やはりこのまま置かざるをえないのか。

○陸川財政課長 決算書十三ページに基金の状況という資料を掲載しているところでございます。令和六年度末におきましては、一つ、残高がゼロになるものも含めまして、二十四基金が令和六年度中の運用、増減があつた基金となっております。

これにつきまして、すべてが、例えば国の省庁の関連予算を県において基金として積み立てまして、年度を超えた機器予算の融通等のために基金に置いているというものばかりではありませんで、法令に基づくものも当然ございますが、それ以外にも県の方で独自に積み立てているものもあるものがございます。

また、それぞれで特定目的基金でございます。こちらについては条例におきましてその用途が限定されてございまして、例えば、合理化のための統一などいたしますと、それに応じ、目的、どういうすみ分けをするか。二つの基金を一つに

した場合に、それぞれ違った目的のものを統一した場合に、中身の基金の線引きをどうするんですかというものもございます。

また、そもそもいたしましたして、やはり、それぞれ目的に応じて条例を議決いただきましたままに造成しているものもございますから、その合理的な運用のために、統一というのは考えにくいのかなと考えてございます。

一方で運用におきましては財政課におきまして一括運用という取組もしてございますので、運用におきましては基金の境目なく運用して、可能な限り運用益を歳入確保しているという面はございます。

○前野委員 例えば保健福祉関係もいくつかあるわけですね。特にコロナがあつたときに、基金で積んでおくというのもあるわけですが、それに例えば教育とか、そういったものは統一ができるんじゃないかなと。

条例を作つて、基金の運用については厳格に条例に基づいて運用し、運用、あるいは使っていくことはよくわかるんですが、余りにも多すぎるかなとかね、かねてから三千億円もあつて、それには他には使えない目的があつて、使えないと。

県民の皆さん方から見ると、約三千二百五十億円もあるじゃないかということもあつて、例えば大災害が起こつたとかそういうときには、いわゆる貯金の基金を運用して、県民の期待に応えるということができていいんじゃないかなという意見を持った方もいらっしゃるんです。基本的なことを聞いたところなんです。もちろん我々はわかるんですよ。目的がきちんとあつて、そういうもの以外には使えないということが分かるんですけれども、金額を見たときにびっくりする金額になつてるもんですから。

それぞれ目的があつてこういうものはこういうものしか使えないんですよという説明は我々もするんですが、鹿児島県は裕福じゃないかというような、間違つた情報として伝わってしまうとまた変なふうになるかなと思って、聞いたところでした。

基金について、私は統一できる部分は統一していく、省庁が一つのところで基金が幾つも分かれてるといふものがあれば何らかの形で少し簡素化できないのかなという意見を持っているものですから、お聞きしたところでした。コメントがあれば、お聞かせください。

○陸川財政課長 基金の残高につきまして、内部というよりも、県民の皆さんも含めまして、二百五十億円の財調を含めて三千億円でございますけれども、それについてどういう形で活用しているのか説明していくべきと受けとめました。

これにつきましては、今申し上げましたように、三千億円のうち例えば半分は、将来の県債の償還に備えた減債基金ですとか、一つ一つ目的に応じて出来ているものでございます。

また、県政多岐にわたるものですから、例えばどの施策目的を優先的にすべきかみたいな議論も、多岐にわたる事業をそれぞれの部局、また、国の役所とも協働しながら財源を活用していくところになってございますので、それぞれ目的に応じて、この分野にはこういった基金が使えていますから、三千億円と規模は小さいですけども、こういった基金を、しっかりと国費を活用して造成しながら必要な事業をしていますよという説明など工夫しながら、していく必要があるのかなと考えているところでございます。

○前野委員 どうか努力をしてください。

ちなみに、始良市、霧島市、そして南さつま市等で災害が起りました。

県が土木、農政部を中心にして迅速な対応をしていたら、復旧とかですね。その分にかかるお金は、とりあえずは一般会計から支出しておいて、災害査定を受けて国費が後で来ますよね。そのタイムラグがある、しかし、業者さんに支払いをしないといけないということがあって、そういうこと等についても、おそろくさつき申し上げた、財調の八十億円、令和六年度ですね。そしてまた、国の補助金等が入ってきたときに積立に返すという運用の仕方をしておられてですね。非常に弾力的に財調基金も運用がされてるなというところはよくわかるんですね。そういった意味も含めて、県民の皆さん方が災害で不便を来しているということについては迅速な対応をしていただいている、そのためにはどうしてもお金が必要になるわけですから、そのあたりについて、こういうふうに使われるんですよ、機会があれば情報としてお伝えいただくという努力も、不断の努力としてやっていただきたい。やっておられると思いますけれども。ぜひ、このことも御要望しておきたいと思えます。

○田畑委員 意見書十一ページ、支出事務については補助金や委託料の支出負担

行為が遅延しているなどの不適切な事例が見受けられたとあるんですけど、どういったものが主なのかなど。

補助金申請して支払いがまだだ、遅いつているのはよく言われるんですけど、から監査委員の方々もそこを見ておられるんだろうなと思うんですけど、こういった事業が遅れていて、早く支払いができる対策というのはどう考えているのか、その辺をお願いします。

○松蘭代表監査委員 補助金とか委託料の支出負担行為につきましては、今回の例で申し上げますと、例えば地域振興局の農林水産部の補助金で一部、支出負担行為を起こすのが六か月ぐらい遅れてしまつて、後からやつた事案とかがございましたけれども、あるいは委託料に含めてもそうですけども。

実際の負担行為が遅れてしまつたということで、担当の失念ですとか、あるいはお互いのチェックが漏れて三か月あるいは六か月ぐらいそれに気づかなかつたという事案が数件見られましたので、こういったものについて当然のことながら是正を図っていく必要があるということで、不適切事例という形であえて事例として挙げさせていただいております。

その補助金についても実際の支出については相手からの請求書とかそういうつたものに応じた形で支出しているのが、結果的にそういう状況でございますので、内部の事務的な手続きとしてもっと早い段階で負担行為を起こすべきではなかつたかという事案が多かつた状況でございますので、今回の中で取り立てて県民に直接被害といいますか、迷惑がかかつてる事案は、そんなに見られなかつたところでございます。

○田畑委員 補助金なんか特に一般の相手方がいたりとかあるので、先ほど前野委員が言ったように、県であれば一般財源から先に出してということができませんでしょうかけれども、業者など厳しいところは、やはりそういうものをあてにしながらとかやっていると思うんですよ。ですからやはり、そういう遅れがないように、各部署で連携をとっていただきたいと思えます、要望です。

○大久保委員 意見書十二ページに、業務委託契約の品質確保に関する記述がございます。例えば、公共事業においては品確法の趣旨において業務によつては、司法書士や土地家屋調査士などの資格を持った専門職の活用、あるいはDXの推

進において県民サイドに立った利活用の向上といった点では行政書士の利用とかそういったことが想定されると思うんですが、業務委託契約の内容によってはこういった法律の専門職というものを活用していくことが望まれるケースもあるうかと思いますが、品質確保についてはそういったことも踏まえた指摘になっているんじゃないでしょうか。

○松蘭代表監査委員 業務委託につきまして、長期継続契約ですとかあるいは最低制限価格制度の導入により、一定程度、事業者への配慮とかそういったものも図られますので、そういったものを引き続き高めていこうという趣旨がメインでございまして、お話をしました民間事業者、特に技術系の契約等における活用につきましては、民間委託の推進は一方で、国、特に公共部局等においても現在、推進をしている立場でございますので、また直接、所管の部にお話していただいても結構です。私もから、委員からお話があったことはまた伝えてまいりたいと思います。

○大久保委員 専門家の方からも、例えば公共事業においては普通の測量士がするよりも、表示のときは土地家屋調査士が、やはり専門職がきちんとやった方がいいという指摘もございまして、活用を図っていただきたいと期待を申し上げ終わります。

○永井委員長 他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり」

○永井委員長 ないようですので、これで決算概要、県税収入の状況、決算審査意見等についての説明に対する質疑を終わります。

代表監査委員、監査委員事務局長、会計管理者等、関係職員は退席されて結構です。

御苦勞様でした。

ここで、暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩